



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

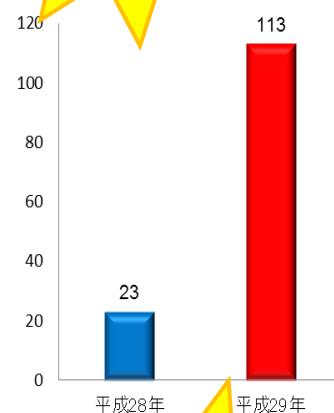
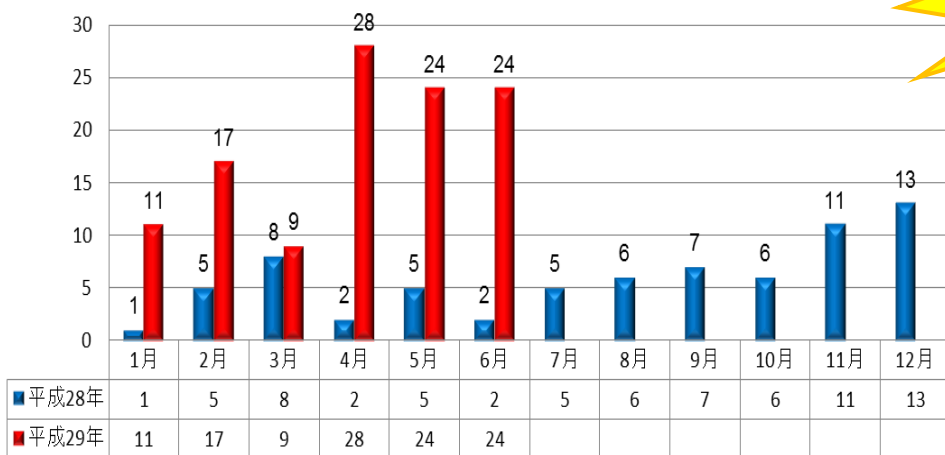
急増!

電子マネー型の架空請求詐欺被害

1. 被害の状況 (平成29年6月末)

認知件数の推移 (月別 単月比較) / 6月末現在 前年対比

被害件数5倍!



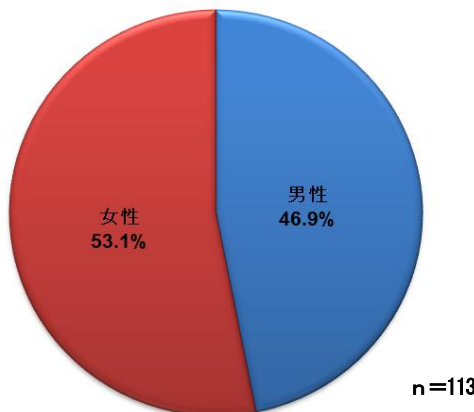
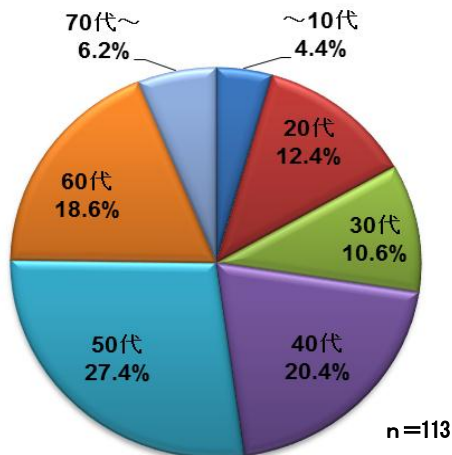
被害額の推移 (月別 単月比較)

**電子マネー被害
約1億円!!**

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
平成28年	15	79	542	989	197	64	1,888
平成29年	313	3,326	347	767	1,796	3,070	9,622

※1,000円以下切り捨て

被害者の年代、性別



**年齢・性別に関係なく被害に遭っています!
被害に遭わないためには手口を知りましょう!**

2. 犯行の手口

メール

(被害件数の86.7%)

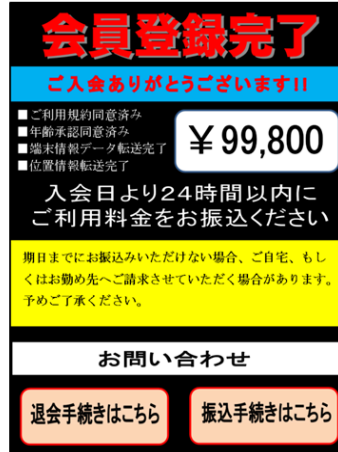
携帯電話に、有料動画の未納料金等を請求するメールが届く。



動画サイト閲覧

(被害件数の7.1%)

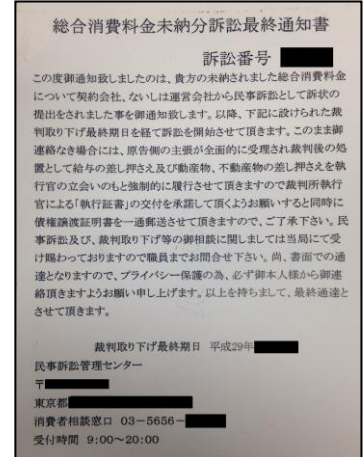
動画サイトでクリックすると、突然「会員登録完了」等と表示され、利用料金を請求する画面になる。



ハガキ

(被害件数の5.3%)

自宅に、訴訟最終通知書等と題するハガキが届く。



STEP 1 「法的手続」「訴訟」など、不安をあまり連絡させるように仕向けます。

「あの時見た動画の料金？」など、誰でも想像できそうな内容にしています。
表示された連絡先に電話すると「支払わないと裁判になる」「誤登録を確認したので返金できる」等とされます。

STEP 2 「支払い」は、コンビニで電子マネーを購入するよう指示します。

犯人は、支払方法としてコンビニで電子マネーを購入し、その番号を教えるよう要求してきます。

【犯人からの具体的な指示は・・・】

- ① コンビニ1店舗では5万円までの購入にすること。
- ② 携帯電話を切らずに通話状態のままにすること。
- ③ 「電話を切ったら支払意思がないとみなし裁判になる」と嘘の説明すること。

いずれも「典型的な詐欺」のダマシトークです。

STEP 3 「支払い」は、一度で終わりません。次々と電子マネーを購入するよう指示します。

このくらいなら「一度支払ってしまう」と、その後、犯人から次々に連絡が入り「まだ終わっていません。他にも登録されていて、まだ未納料金があります。」などと言われ、さらに電子マネーや現金を要求され続けることとなります。

3. 被害に遭わないためには？

★このような「メール」「動画サイト」「ハガキ」には絶対に連絡しない！

★コンビニエンスストア等で、電話をしながら電子マネーを購入する方を見かけた際には、声掛けしていただくようお願いします！！